

現象世界に必然偶然と自由とがある その4

「蝶の雑記帳 139」の4

2.3 現象世界と可想的理念の領野の切り分け

Ⅲ.2 「自然的必然性の普遍的法則と調和するところの 自由による原因性の可能」、

この表題は、「必然」とは独立な「自由」を対置し、その自由は自然的必然性と同じく原因性をもつが、自然的必然性の普遍的法則と調和できるものだ、とするカントの⑥の考え方を表現している。ここまでの諸項目の議論を受け継いで、カント哲学の核心のもう一方にある「自由」が「原因性」をもちえることを論じて、「自由」という概念に最初の位置づけを与えようとしているのである。その議論は、ここ以前で論じられたことに大なり小なり重なるが、言葉を改めた表現もあって重要だから、もう一度慎重に見ていこう。

(K1)——感官の対象に具わっていてしかもそれ自身は現象でないところのものを、私は可想的と名づける。それだから感覚界においては現象と見なされねばならないものが、感性的直観の対象になり得ないような能力を具え、この能力によって現象の原因となり得るならば、かかる存在者の原因性は二つの面から考察せられ得る、即ちこの原因性は——第一に、その作用が物自体の作用と見なされるならば可想的因果性であり、——また第二に、その結果

が感覚界における現象の結果と見なされるならば、感性的原因である。

(K2)——すると我々は、かかる主観の有する能力に関して、この能力の原因性の経験的概念と可想的概念とを構成することができるだろう、しかもこの両概念は同一の結果について両立し得るのである。… 現象はそれ自体物ではないから[物自体ではないから]、現象を単なる表象として規定するためには、現象の根底に先験的対象[物自体]が存しなければならない、してみるとわれわれはこの先験的対象に、現象として現われるという性質のほかに、一種の原因性——つまりその結果は現象のうちに見出せるにせよ、それ自身は現象でないような原因性を認めたところで少しも差支えないわけである。… そこで我々は、感覚界の主観即ち感性的主観に、——第一に経験的性格を認めることにしよう、そうするとこの性格によって主観の行為は現象として、恒常不変な自然法則に従って諸他の現象と全般的に関連し、また行為の条件としてこれらの現象から導来せられ得るだろう、従ってまたこれらの現象と結合して自然秩序という唯一の系列の諸項をなすだろう、——また第二にわれわれは、この同じ主観に可想的性格を認めねばならないだろう、かかる性格によってこの主観は、なるほど現象としてのこれらの行為の原因ではあるが、しかしこの可想的性格自身は現象ではない。すると我々は、第一の経験的性格を現象におけるかかる物[現

象としての<私>]の性格と名づけ、また第二の可想的性格を物自体[<私>自体]の性格と名づけてもよいであろう。—

段落なしの(K1)+(K2)の文章は、カント一流の長い構文をしていて判りにくいが、「だろう」というような推量の言葉がくりかえされて、ここで進めている論述の論理が簡単にはいかないことを表わしている。ともかく、よく噛み砕いて解釈を進めると、次のようになると思う。

KA——カントは、先験的分析論で提起した認識論を拡張して、感官が対象とするものに、感性が直感によって現象としてとらえるのとは別に、感性的直観がとらえることのできない可想的と名づけられる側面がある、と考える。この「可想的」という言葉は、第一部認識論の構成で議論されたこととは異質のものを導入している、とわたしは思う。第一部の認識論では、人間は、感性の直感と範疇・論理に則って概念化する悟性によって、事物・事象を現象としてとらえるという構成になっているが、そのときにも当然「原因性」という概念があったはずである。ところが上の文章では、現象での原因性を感性的原因性と呼び、それとは独立な（感覚界における現象の結果を変更しない）可想的原因性を導入する。

KB——「原因性」のそのような区別は、「現象」と「物自体」とを切断することによって果たされる。第一部の認識論でも現象と物自体とは異なると宣言されていたのだが、そこでは

そのように切断できるという論拠は結局のところ与えられていなかった。「現象」と「物自体」とを切断する理由は、この弁証論で初めて明確にされたのである。カントは、可想的原因性を位置づけるために、「現象」と異質の「物自体」を確保していたのである。

KC——ここの先験的弁証論で提起される可想的原因性は、人間が認識する現象が法則的な原因と結果の関係にあることを妨げないとされる。それは結局のところ、人間に現われる感覚界には抵触しない「可想界」の存在を認めることになる。そうやって、現象界にある原因と結果の法則的「必然」とは独立な「自由」の領野が開かれる。

(K2)の文章は(K1)で言ったことと重なる部分が多く、カントが論述に苦勞していることが判る。わたしも言いたいことを明確にするために、くりかえしになるけれども、もう一度言葉を変えて表現して考えてみよう。

KD——認識理論を包含するカントの哲学体系は、「原因性」が、「感性的」と「可想的」との二つの異質なものに分離できるとする。その分離は、「認識という分節と関連づけ」の根本にある「範疇・論理」に影響して、感覚界に生きる常識人のもつ「必然」と「自由」という概念の切り分けを変更することにならざるをえない。そしてその分離の根拠は、人間が向き合う物事には「現象」と「物自体」という異質なものがあるとする判断に基づいている。

KE——その判断から、カントは、感覚界の認識を定式化した認識理論に、人間理性から取り去ってはいけなく考える「自由」を確保する「可想的」領域を加えて、全体的な哲学を構成しようとした、と見ることができる。——

このあと二ページぐらいの文章は割愛するけれども、結局のところ、可想的性格が認識理論で行なった現象についての議論と抵触するものでないことを主張している。それに続いて、この細項目の最後には、

——このようにして自由と自然とは実に同一の行為について、我々がその行為を可想的原因と比較するか、それとも感性的原因と比較するかに応じて、自由或いは自然という語の完全な意味において、同時にまたいささかも矛盾することなく両立することになるだろう。——
という文章が置かれている。これがカントの考えである。

この細項目Ⅲ.2では、先ほど⑥までで要約したことが、言葉を足して説明されている。すでに KA・KB・KC・KD・KE と整理したが、それを要約すれば次のようになる。

⑦ カント哲学の問題空間は、「悟性-現象-自然の系列が属す現象世界」と「理性-物自体-自由の系列が属す理念の領野」を、数学で言う直積によって統合した問題空間である。カントの考える「可想的なもの」は、現象世界ではなく後者の理念の領野に属す。そして、前には

「自然」と「自由」が対義語とされていたが、言葉を変えて、「自由」に対置されるのは「自然的必然性」とされる。ここまで来ると、「必然」と「自由」が対義語とされるのである。

⑧ そうやって統合された問題空間では、原因性が「感性的原因性」と「可想的原因性」に分けることができる。そして、一方の「感性的原因性」から見れば因果関係をなして生起する自然の出来事となり、他方の「可想的原因性」から見れば自由な出来事となって、同一の出来事でありながらいささかも矛盾しない、と考えるのである。そうしてカントは、この考え方を現実の実践に当てはめようとする。すなわち人間は、現実の場で、「自由」意志によって行為し、その行為が引き起こし自然「必然性」に従って出来^{しゅったい}する「結果」を引き受ける、と考えたいのである。――

2025 年 9 月秋分

海蝶 谷川修